

長野県新型インフルエンザ等対策本部規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年長野県条例第2号。以下「本部条例」という。）第4条の規定により長野県新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 本部

(組織及び分掌事務)

第2条 本部に別表第1に掲げる室、部及び班を置く。

- 2 前項の室に室長、部に部長、班に班長を置く。
- 3 室、部及び班は、別表第1の事務を分掌する。
- 4 各部が連携して事務に当たる必要がある場合には、チームを置くことができる。
- 5 チームの構成及び分掌事務については別に定めるところによる。

(副本部長)

第3条 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもって充てる。

- 2 副本部長は、新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

なお、副本部長にも事故あるときは、知事の職務代理者を定める規則（昭和39年4月1日規則第64号）第2項から第5項までに定める順序により（危機管理部長及び健康福祉部長を除く。）、知事の補助機関である職員が本部長の職務を代理する。

また、副本部長が本部長の職務を代理する順序は、上記規則第1項による。

(危機管理監)

第4条 危機管理監は、本部長の命を受けて室長及び部長を指揮し本部の事務を掌理する。

(室長、部長、室付及び部付)

第5条 室長及び部長は、本部長の命を受けて室及び部の事務を掌理する。

- 2 室に室付、部に部付を置くことができる。
- 3 室付又は部付は、室長又は部長の命を受けて特定の事務を処理する。

(班に置かれる職員の職)

第6条 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理する。

- 2 本部室には、連絡調整員を置く。
- 3 連絡調整員は、上司の命を受けて本部と部相互間の連絡及び各種情報収集の事務に従事する。
- 4 班員は、上司の命を受けて班の事務に従事する。

(職に充てられる職員)

第7条 前2条に規定する職に充てられる新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、室長及び部長をもって充てる。

- 2 本部員でないその他の職員(以下「本部職員」という。)は、別表第1「班」欄及び別表第2のとおりとする。

(本部員会議)

第8条 本部長は、新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項を協議するため、副本部長、危機管理監、室長及び部長を招集し、本部員会議を開催する。

また、本部員会議には、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関、公共的団体等の出席を求めることができるものとする。

第3章 新型インフルエンザ等対策本部地方部

(設置)

第9条 新型インフルエンザ等対策の円滑、適切な実施を図るため、新型インフルエンザ等対策本部地方部(以下「地方部」という。)を置く。地方部の名称、位置及び管轄区域は、別表第3のとおりとする。

(任務)

第10条 地方部は、次の事務を処理する。

- (1) 管轄区域内の新型インフルエンザ等情報を収集し、及びこれを新型インフルエンザ等対策本部室に報告すること。
- (2) 管轄区域内の市町村の実施する新型インフルエンザ等対策に関する連絡調整をすること。
- (3) 管轄区域を所管する県の現地機関の実施する新型インフルエンザ等対策に関する連絡調整を図ること。

(職員の職)

第11条 地方部に、地方部長、副地方部長、班長及び班員を置く。

- 2 地方部長は、本部長の命を受けて地方部の事務を掌理する。
- 3 副地方部長は、地方部長を補佐する。

- 4 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理する。
- 5 班員は、上司の命を受けて班の事務に従事する。
- 6 第1項に規定する職に充てられる地方部に属する本部職員（以下「地方部職員」という。）は、別表第4のとおりとする。

（組織及び運営）

第12条 地域振興局長は、地方部の組織については、前条に定めるもののほか、別表第5を基準とし、運営については、この規程の本部の運営を基準とし、かつ、その地方の実情に応じ、あらかじめ定めておかなければならない。

- 2 前項により定めた組織及び運営は、知事に報告するものとし、これを変更した場合も同様とする。
- 3 地方部の班は、別表第5の事務を分掌する。
- 4 各班が連携して事務に当たる必要がある場合には、チームを置くことができる。
- 5 チームの構成及び分掌事務については別に定めるところによる。

（補 則）

第13条 この規程に定めるもののほか、長野県災害対策本部規程及び各地方部組織及び運営規程に準じて、対策本部について必要な事項は本部長が、地方部について必要な事項は各地方部の地方部長がそれぞれ別に定める。

附 則

この規程は、本部条例施行の日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年1月16日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月27日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 3 月 26 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 3 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(別表第1) 長野県新型インフルエンザ等対策本部組織及び事務分掌

室・部 (室長、部長等)	班 (班 長) 〈副班長〉	分 掌 事 務
本 部 室 室長 危機管理部長 副室長 (兼)健康福祉部 長 室付 危機管理部次長 (兼)健康福祉部 次長 (兼)衛生技監 (兼)参事(地域 医療担当)	総 務 班 (危機管理防災課長) 〈消 防 課 長〉 〈新型コロナウイルス感染 症対策室長〉 〈 秘 書 課 長 〉 〈健康福祉政策課長〉 〈感 染 症 対 策 課 長〉	1. 本部の組織及び設置に関する事 2. 本部運営の連絡調整・渉外・庶務に関する事 3. 本部職員の動員に関する事 4. 地方部の設置に関する事 5. 発生動向の把握に関する事 6. 情報のとりまとめに関する事 7. 地方部、市町村、関係機関への情報伝達に関する事 8. 予防対策及び社会活動等の制限など感染拡大防止のた めの措置に関する事 9. 国、市町村、消防機関等との連絡調整に関する事 10. 国等と連携した社会機能維持のための措置及び緊急事 態宣言時の措置に関する事 11. 長野県新型インフルエンザ等対策委員会に関する事 12. その他、対策の目的達成に必要な対応の実施に関する こと。
	広 報 班 (広報・共創推進課長) 〈危機管理防災課長〉 〈健康福祉政策課長〉 〈感 染 症 対 策 課 長〉	1. 報道発表(報道協定等を含む)に関する事 2. 報道関係者との連絡調整に関する事 3. 県ホームページ等各種媒体による情報提供に関する事 4. 広報担当チームの設置、運営に関する事
中 央 連 絡 部 (東京事務所長)	中 央 連 絡 班 (東京事務所次長)	政府中央官署、国会等との連絡調整に関する事。
企 画 振 興 部 部長 企画振興部長 部付 企画振興部次長 交通政策局長 参事(共創推進 担当)	総 合 政 策 班 (総合政策課長)	1. 部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関する事 2. 部内の連絡調整に関する事。
	D X 推 進 班 (DX推進課長) 〈デジタルインフラ整備室 長〉	1. 行政情報ネットワークに関する事 2. 総合行政情報ネットワーク(LGWAN)に関する事 3. 部内の応援に関する事 4. 本部長の命ずる対策に関する事。
	交 通 政 策 班 (交通政策課長)	1. 交通機関に係る感染予防及び情報の収集に関する事 2. 交通機関の運行縮小要請に関する事。
	松 本 空 港 班 (松本空港課長)	1. 松本空港の感染予防対策に関する事。
	地 域 振 興 班 (地域振興課長)	1. 部内の応援に関する事 2. 本部長の命ずる対策に関する事。
	市 町 村 班 (市町村課長)	1. 部内の応援に関する事 2. 本部長の命ずる対策に関する事。
	信 州 暮 ら し 推 進 班 (信州暮らし推進課長)	1. 部内の応援に関する事 2. 本部長の命ずる対策に関する事。
	国 際 交 流 班 (国際交流課長)	1. 部内の応援に関する事 2. 本部長の命ずる対策に関する事。

総務部 部長 総務部長 部付 総務部次長	人事班 (人事課長)	1. 部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関すること。 2. 動員・派遣する職員の規模・選定等の調整に関すること。 3. 部内の連絡調整に関すること。
	コンプライアンス・行政経営班 (コンプライアンス・行政経営課長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
	職員キャリア開発班 (職員キャリア開発課長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
	職員班 (職員課長)	県職員(教育委員会事務局職員及び警察職員を除く。)に対する特定接種の実施に関すること。
	財政班 (財政課長)	新型インフルエンザ等対策経費の予算措置に関すること。
	財産活用班 (財産活用課長)	1. 県庁舎の感染予防対策等に関すること。 2. 有線電話(専用電話・ダイヤルイン開設含む。)に関すること。 3. 本部活動に必要な資器材及び車両等の確保に関すること。
	税務班 (税務課長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
	情報公開・法務班 (情報公開・法務課長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
	総務事務班 (総務事務課長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
県民文化部 部長 県民文化部長 部付 県民文化部次長 兼参事(ダイバーシティ推進担当) こども若者局長 参事(学び支援担当)	文化政策班 (文化政策課長)	1. 部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関すること。 2. 部内の連絡調整に関すること。 3. 文化会館等の感染予防対策等に関すること。 4. 外国籍県民等への感染情報の広報に関すること。 5. 外国籍県民等支援団体との連絡調整に関すること。
	暮らし安全・消費生活班 (暮らし安全・消費生活課長)	1. 食料・生活物資の調達に関すること。 2. 物価の安定、物資の安定供給のための措置に関すること。 3. 部内の応援に関すること。
	人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課長)	1. 新型インフルエンザ等に係る不当な差別的取扱い等への対策に関すること。 2. 男女共同参画センターの感染予防対策等に関すること。 3. 部内の応援に関すること。
	<u>県民の学び支援班</u> <u>(県民の学び支援課長)</u>	<u>1. 私立学校等の感染予防対策等に関すること。</u> <u>2. 県立大学の感染予防対策等に関すること。</u> 3. 部内の応援に関すること。
	次世代サポート班 (次世代サポート課長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
	こども・家庭班 (こども・家庭課長)	所管する現地機関及び児童福祉施設等(保育所、児童養護施設等)、婦人保護施設の感染予防対策等に関すること。

健康福祉部 部長 健康福祉部長 部付 健康福祉部次長 衛生技監 参事(地域医療 担当)	健康福祉政策班 (健康福祉政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関すること。 部内の連絡調整に関すること。 新型インフルエンザ等対策経費の予算確保及び執行に関すること。 病状・健康不安等の相談窓口設置後の運営に必要な人員の確保に関すること。
	医療政策班 (医療政策課長)	保健医療分野の情報の提供に関すること。
	医師・看護人材確保班 (医師・看護人材確保対策課長)	看護大学及び看護専門学校の感染予防対策等に関すること。
	地域福祉班 (地域福祉課長)	<ol style="list-style-type: none"> 要配慮者の対応に関すること。 社会福祉総合センター及び所管する社会福祉施設(救護施設、授産施設等)の感染予防対策等に関すること。
	健康増進班 (健康増進課長)	<ol style="list-style-type: none"> 公衆衛生専門学校の感染予防対策等に関すること。 部内の応援に関すること。
	保健・疾病対策班 (保健・疾病対策課長)	精神保健福祉センターの感染予防対策等に関すること。
	感染症対策班 (感染症対策課長) 〈感染症医療対策監〉 〈ワクチン接種体制整備室長〉	<ol style="list-style-type: none"> 健康福祉部の対策全般の調整に関すること。 新型インフルエンザ等相談窓口及び受診・相談センターの設置・運営に関すること。 地方部の一般相談及び受診案内の総括に関すること。 感染情報の収集及び取りまとめと関係機関への還元に関すること。 保健所における感染防護具の確保に関すること。 各地域における新型インフルエンザ等に係る医療体制の構築及び適切な医療の提供に関すること。 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に関すること。 特定接種(県職員に対するものを除く。)、住民接種及び臨時接種に関すること。 発生時の積極的疫学調査の実施に関すること。
	介護支援班 (介護支援課長)	<ol style="list-style-type: none"> 所管する高齢者福祉施設等の感染予防対策等に関すること。 部内の応援に関すること。
	障がい者支援班 (障がい者支援課長)	<ol style="list-style-type: none"> 所管する現地機関及び障がい者福祉施設の感染予防対策等に関すること。 部内の応援に関すること。
	食品・生活衛生班 (食品・生活衛生課長)	<ol style="list-style-type: none"> 広域火葬の応援・協力の要請に関すること。 遺体の搬送協力の調整に関すること。 動物愛護センターの感染予防対策等に関すること。
薬事管理班 (薬事管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 抗インフルエンザウイルス薬(流通状況把握、適正使用周知、県備蓄分の管理と提供他)に関すること。 新型インフルエンザワクチンに関すること。 パンデミック時の医薬品の流通把握と適正使用の周知に関すること。 	

環境部 部長 環境部長 部付 環境部次長	環境政策班 （環境政策課長）	1. 部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関する こと。 2. 部内の連絡調整に関すること。
	水大気環境班 （水大気環境課長）	水道事業の機能維持に関すること。
	生活排水班 （生活排水課長）	下水道、農業集落排水施設及び浄化槽の機能維持に関する こと。
	自然保護班 （自然保護課長）	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
	資源循環推進班 （資源循環推進課長）	1. ごみ処理・し尿処理の機能維持に関すること。 2. 部内の応援に関すること。
産業労働部 産業政策監 部長 産業労働部長 部付 産業労働部次長 兼参事（雇用・就 業支援担当）	産業政策班 （産業政策課長）	1. 部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関する こと。 2. 食料・生活物資の調達に関すること。 3. 事業者に対する感染予防対策等に関すること。 4. 部内の連絡調整に関すること。
	経営・創業支援班 （経営・創業支援課長）	1. 金融機関等に対する、特別な融資を実施するなどの措 置の要請に関すること。 2. 部内の応援に関すること。 3. 本部長の命ずる対策に関すること。
	産業立地・IT振興班 （産業立地・IT振興課長）	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
	産業技術班 （産業技術課長）	1. 計量検定所、工業技術総合センターの感染予防対策等 に関すること。 2. LPガスに係る物資の調達に関すること。
	産業人材育成班 （産業人材育成課長）	1. 工科短期大学校、技術専門校の感染予防対策等に関 すること。 2. 部内の応援に関すること。
	労働雇用班 （労働雇用課長）	1. 勤労者福祉センター、野外趣味活動センター及び若年 者就業サポートセンターの感染予防対策等に関する こと。 2. 部内の応援に関すること。
営業部 部長 営業局長	営業班 （営業局次長）	1. 県産品の県外販路の開拓・拡大に関すること。 2. 部内の応援に関すること。
観光部 部長 観光部長 部付 観光部次長	山岳高原観光班 （山岳高原観光課長）	1. 部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関する こと。 2. 山岳総合センター及び信州首都圏総合活動拠点の感 染予防対策等に関すること。 3. 観光業者に対する感染予防対策等に関すること。 4. 部内の連絡調整に関すること。
	観光誘客班 （観光誘客課長）	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。

農 政 部 部長 農政部長 部付 農政部次長	農 業 政 策 班 (農 業 政 策 課 長)	1. 部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関すること。 2. 食料・生活物資の調達に関すること。 3. 部内の連絡調整に関すること。
	農 業 技 術 班 (農 業 技 術 課 長)	1. 農業大学の感染予防対策等に関すること。 2. 主要食糧の調達に関すること。
	園 芸 畜 産 班 (園 芸 畜 産 課 長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
	農 地 整 備 班 (農 地 整 備 課 長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
	農 村 振 興 班 (農 村 振 興 課 長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
林 務 部 部長 林務部長 部付 林務部次長	森 林 政 策 班 (森 林 政 策 課 長)	1. 部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関すること。 2. 部内の連絡調整に関すること。
	信 州 の 木 活 用 班 (信 州 の 木 活 用 課 長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。 3. 林業大学校、林業総合センターの感染予防対策等に関すること。
	森 林 づ くり 推 進 班 (森 林 づ くり 推 進 課 長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。 3. 県営総合射撃場の感染予防対策等に関すること。
建 設 部 部長 建設部長 部付 建設部次長 リニア整備推進局長	建 設 政 策 班 (建 設 政 策 課 長)	1. 部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関すること。 2. 部内の連絡調整に関すること。
	道 路 管 理 班 (道 路 管 理 課 長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
	道 路 建 設 班 (道 路 建 設 課 長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
	河 川 班 (河 川 課 長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
	砂 防 班 (砂 防 課 長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
	都 市 ・ ま ち づ くり 班 (都 市 ・ ま ち づ くり 課 長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
	建 築 住 宅 班 (建 築 住 宅 課 長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
	施 設 班 (施 設 課 長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
	リニア整備推進班 (リニア整備推進局次長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
会計部 部長 会計管理者	会 計 班 (会 計 課 長)	1. 部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関すること。 2. 対策経費の出納に関すること。 3. 大流行時の出納の処理方法に関すること。 4. 部内の連絡調整に関すること。
	契 約 ・ 検 査 班 (契 約 ・ 検 査 課 長)	1. 本部の応急対策に係る物品の購入に関すること。 2. 部内の応援に関すること。

		3. 本部長の命ずる対策に関する事。
企 業 部 （部長 公営企業管理 者 部付 企業局次長	経 営 推 進 班 （ 経 営 推 進 課 長 ）	部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関する事。
	電 気 事 業 班 （ 電 気 事 業 課 長 ）	企業局発電施設の機能維持等に関する事。
	水 道 事 業 班 （ 水 道 事 業 課 長 ）	1. 県営水道施設の機能維持等に関する事。 2. 飲料水供給の応援に関する事。
教 育 部 （部長 教育長 部付 教育次長	教 育 政 策 班 （ 教 育 政 策 課 長 ）	1. 部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関する事。 2. 部内の連絡調整に関する事。
	義 務 教 育 班 （ 義 務 教 育 課 長 ）	1. 公立幼稚園、小・中・義務教育学校の感染情報収集・連絡活動に関する事。 2. 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事。 3. 公立幼稚園、小・中・義務教育学校の感染予防対策等に関する事。
	高 校 教 育 班 （ 高 校 教 育 課 長 ）	1. 公立高等学校の感染情報収集・連絡活動に関する事。 2. 公立高等学校の感染予防対策等に関する事。
	特 別 支 援 教 育 班 （ 特 別 支 援 教 育 課 長 ）	1. 特別支援学校の感染情報収集・連絡活動に関する事。 2. 特別支援学校の感染予防対策に関する事。
	学 び の 改 革 支 援 班 （ 学 び の 改 革 支 援 課 長 ）	1. 総合教育センターの感染予防対策等に関する事。 2. 部内の応援に関する事。
	心 の 支 援 班 （ 心 の 支 援 課 長 ）	1. 児童生徒等に対する心のケアに関する事。 2. 部内の応援に関する事。
	文 化 財 ・ 生 涯 学 習 班 （ 文 化 財 ・ 生 涯 学 習 課 長 ）	1. 社会教育施設等の感染予防対策等に関する事。 2. 部内の応援に関する事。
	保 健 厚 生 班 （ 保 健 厚 生 課 長 ）	1. 部内職員の感染予防対策全般に関する事。 2. 教育委員会事務局職員に対する特定接種の実施に関する事。
	ス ポ ー ツ 班 （ ス ポ ー ツ 課 長 ）	1. 体育施設の感染予防対策等に関する事。 2. 部内の応援に関する事。
警 察 部 （部長 警察本部長	警 備 班 （ 警 備 第 二 課 長 ）	1. 指揮体制及び部隊の運用に関する事。 2. 情報収集に関する事。 3. 関係機関及び警察庁、管区警察局、他都道府県警察との調整に関する事。
	交 通 班 （ 交 通 企 画 課 長 ）	1. 交通規制に関する事。 2. 緊急物資等の輸送路の確保及び誘導に関する事。
	生 活 安 全 班 （ 生 活 安 全 企 画 課 長 ）	犯罪の予防に関する事。
	地 域 班 （ 地 域 課 長 ）	県、関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施に関する事。

刑 事 班 (刑 事 企 画 課 長)	1. 事件捜査にすること。 2. 検視(多数死体)にすること。
警 務 班 (警 務 課 長)	1. 警察職員などの感染予防、健康管理及び施設の衛生管理にすること。 2. 警察における感染防止装備資機材にすること。 3. 警察に係る広報にすること。 4. 警察職員に対する特定接種の実施にすること。
情 報 通 信 班 (通 信 庶 務 課 長)	情報通信対策にすること。

(別表第2 議会及び委員会事務局の組織)

議会事務局	議会事務局班 (議会事務局長)	1. 局に係る感染情報収集及び感染状況報告にすること。 2. 各部の応援にすること。 (本部長または副本部長の要請により、上記各部の応援を行う。)
監査委員事務局	監査委員事務局班 (監査委員事務局長)	
人事委員会事務局	人事委員会班 (人事委員会事務局長)	
労働委員会事務局	労働委員会事務局班 (労働委員会事務局長)	

別表第3

地方部の名称	位 置	管轄区域	
長野県新型インフルエンザ等対策本部	佐久地方部	佐久地域振興局	南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市
〃	上田地方部	上田地域振興局	小県郡、上田市、東御市
〃	諏訪地方部	諏訪地域振興局	諏訪郡、岡谷市、諏訪市、茅野市
〃	上伊那地方部	上伊那地域振興局	上伊那郡、伊那市、駒ヶ根市
〃	南信州地方部	南信州地域振興局	下伊那郡、飯田市
〃	木曾地方部	木曾地域振興局	木曾郡
〃	松本地方部	松本地域振興局	東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市
〃	北アルプス地方部	北アルプス地域振興局	北安曇郡、大町市
〃	長野地方部	長野地域振興局	埴科郡、上高井郡、上水内郡、長野市、須坂市、千曲市
〃	北信地方部	北信地域振興局	下高井郡、下水内郡、中野市、飯山市

(別表第4 別表第5) 長野県新型インフルエンザ等対策本部地方部組織及び事務分掌

部 (部長等)	班 (班 長) 〈副班長〉		分 掌 事 務
地方部 地方部長 (地域振興局長) 副地方部長 (地域振興局副局長 保健福祉事務所長 建設事務所長 警察署長 その他知事部局及び他の任命権者に属する現地機関の長等のうち地方部長が指名する者)	総務班 (総務管理(・環境)課長) 〈(リニア・)企画振興課長〉 〈保健福祉事務所副所長〉	総 括	1. 地方部の組織及び設置に関すること。 2. 地方部運営の連絡調整・渉外・庶務に関すること。 3. 地方部職員の動員に関すること。 4. 県対策本部との連絡調整に関すること。 5. 社会活動等の制限など感染拡大防止のための措置に関すること。 6. 消防機関との連絡調整に関すること。 7. 市町村等と連携した社会機能維持のための措置に関すること。 8. 相談窓口設置後の運営に必要な人員の確保に関すること。 9. その他、対策の目的達成に必要な対応等に関すること。
		情報収集担 当	1. 情報のとりまとめに関すること。 2. 市町村、関係機関等との連絡調整に関すること。
		庁舎担当	1. 有線電話(専用電話:ダイヤルイン開設含む。)に関すること。 2. 庁舎の感染予防対策等に関すること。 3. 地方部活動に必要な資器材及び車両等の確保に関すること。 4. 地方部の応急対策に係る物品の購入に関すること。
		広 報 班 (総務管理(・環境)課長) 〈企画振興課長〉 〈健康づくり支援課長〉	1. 報道発表に関すること。 2. 報道関係者との連絡調整に関すること。 3. 各種媒体による情報提供に関すること。
	保健福祉事務所班 (保健福祉事務所副所長) 〈健康づくり支援課長〉 〈食品・生活衛生課長〉 〈検査課長〉 〈福祉課長〉	総 括	1. 保健所対応業務の連絡調整に関すること。 2. 医療機関との連絡調整に関すること。 3. 相談窓口及び受診・相談センターの設置・運営に関すること。
		電話相談担当	1. 新型インフルエンザ等一般相談に関すること。 2. 受診案内に関すること。
		サーベイランス	サーベイランスに関すること。
		疫学調査	疫学調査に関すること。
		検体搬送	検体搬送に関すること。
		患者搬送	患者搬送に関すること。
		福 祉	社会福祉施設及び要配慮者の対応に関すること。
	環 境 班 (環境・廃棄物対策課長) (環境課長) (総務管理・環境課長)	1. 班に係る感染情報収集及び感染状況報告に関すること。 2. 地方部長の命ずる対策に関すること。	

農地整備班 (農地整備課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 班に係る感染情報収集及び感染状況報告に関すること。 2. 地方部長の命ずる対策に関すること。
林務班 (林務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 班に係る感染情報収集及び感染状況報告に関すること。 2. 地方部長の命ずる対策に関すること。
商工観光班 (商工観光課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 班に係る感染情報収集及び感染状況報告に関すること。 2. 食料・生活物資の調達に関すること。 3. 事業者に対する感染予防対策等に関すること。 4. 観光業者に対する感染予防対策等に関すること。 5. 地方部長の命ずる対策に関すること。
農業農村支援班 (農業農村支援センター所長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 班に係る感染情報収集及び感染状況報告に関すること。 2. 食料、生活物資の調達に関すること。 3. 地方部長の命ずる対策に関すること。
県税事務班 (県税事務所長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 班に係る感染情報収集及び感染状況報告に関すること。 2. 地方部長の命ずる対策に関すること。
建設班 (総務課長) 〈維持管理課長〉 〈整備課長〉 〈用地課長〉 〈計画調査課長〉 〈関連事業課長〉 〈建築課長〉	<ol style="list-style-type: none"> 1. 班に係る感染情報収集及び感染状況報告に関すること。 2. 地方部長の命ずる対策に関すること。
会計班 (会計センター所長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対策経費の出納に関すること。 2. 大流行時の出納の処理方法に関すること。
教育班 (総務課長) 〈学校教育課長〉 〈生涯学習課長〉	<ol style="list-style-type: none"> 1. 班に係る感染情報収集及び感染状況の報告に関すること。 2. 班に係る学校等の感染予防対策全般に関すること。 3. 地方部長の命ずる対策に関すること。
警察班 (各警察署警備課長)	本部組織の警察部の分掌事務の例による。